

出産・産後ケア施設設備整備事業

物価上昇の厳しい環境の中でも妊婦の希望に応じた出産や産後ケアを行える環境を整備するため、老朽化した設備・備品の更新等を支援します！

対象施設

出産・産後ケア施設

(出張のみを行う施設を除く)



出産もしくは産後ケアを取り扱う施設（出張のみを行う施設を除く）で、**令和8年3月31日時点で開設している**助産所又は産科・婦人科・産婦人科等を有する病院及び診療所

対象経費

一般備品等の購入費

(出産・産後ケアに活用するものに限る)



対象

- 洗濯機、乾燥機、空気清浄機、エアコン
- ベビーベッド、バウンサー
- 分娩監視装置、エコー、黄疸計 など

対象外

- × PC、タブレット、プリンター
- × 食料、消耗品 など

補助額

上限150千円/施設

(基準額300千円×補助率1/2)



例1) 購入額180千円 (300千円未満) の場合

➔ 180千円×1/2 = **90千円**

例2) 購入額400千円 (300千円以上) の場合

➔ 300千円×1/2 = **150千円**

今後のスケジュール (予定)

3月、県HPに
申請案内を掲載

4月から備品等の
購入を開始(※1)

8月末までに実績
報告書を提出(※2)

2～3月

事業案内

4月

交付申請

4～7月

事業実施

8月

実績報告

9月～

支払

※1 **4～7月までに購入・納品・支払が全て完了したものが対象**です。計画的な購入をお願いします。

※2 実績報告時に**購入した備品等の領収書の提出が必要**です。購入の際、忘れずに保管してください。

お問い合わせ

担当課：兵庫県保健医療部医務課医療人材確保班（看護指導担当）

TEL：078-341-7711（内73772）

ご案内HPはこちら <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/2026syussansangokea.html>